

平成 30 年度富津市民委員会実施要領

1 趣旨

市民が幸せを感じられるまちの実現を目指す「富津市人口ビジョン 2040」を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定に基づき、2020 年度以降の富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）を策定するに当たり、次期総合戦略も引き続き、市民とともに創り上げ、実行していくことから、幅広い市民からの意見を反映させるため、富津市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 討議事項

次期総合戦略策定に向けて、現在の富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現総合戦略」という。）に定めている次の事項について、討議する。

- (1) 各基本目標の数値目標
- (2) 基本的な施策の方向
- (3) 課題
- (4) 地域・民間ができること
- (5) 市民ができること

3 組織

- (1) 委員会は、富津市の住民基本台帳登載者のうち 15 歳以上のものから、若年層に傾斜配分し、無作為抽出により選出されたもので、かつ、委員会への参加希望をした者の中から抽選により選出された委員をもって組織する。
- (2) 委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

4 役割

- (1) 富津市民委員会委員（以下「委員」という。）
現総合戦略の進捗状況を踏まえ、2 に掲げる事項について討議する。
- (2) コーディネーター（討議の進行役：富津市創生会議委員）
委員に対し、論点を提示するなど、討議の円滑な進行を行う。
- (3) 事務局（委員会全体の運営：企画課）

委員会全体の運営を担うとともに、委員会での討議結果を報告書として取りまとめ、富津市創生会議へ報告する。

5 討議の流れ

- (1) 討議に当たり、委員は、2つのグループに分かれる。
- (2) 事務局は各グループに対し、討議テーマ等について資料を用いて説明を行う（資料は、必要に応じて事前に委員に通知する。）。
- (3) コーディネーターからの論点提示をもとに、各グループで討議を行う。

6 意見の取扱いについて

委員会において出された意見は、事務局が報告書として取りまとめ、富津市創生会議へ報告するとともに、次期総合戦略策定に向けての素案作り及び富津市創生会議における議論において参考とする。